

改正道路運送法認定講習

しまね移送サービス支援センター

交通空白地有償運送運転者講習会のご案内

2006年10月1日の「道路運送法改正」により、福祉有償運送、市町村運営有償運送の運転者は「国土交通大臣認定の講習を受けなければならない」という厳しい条件が課されました。

これにより、現在、旧法80条（改正法79条）許可を有している団体の運転者および4条許可ぶらさがりの運転者は、認定講習を受講しなければならないこととなりましたので、下記のとおり講習会を予定いたしました。

未受講の方は、この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続、拡大されますよう、お勧めいたします。

- 日時： **2024年6月14日(金)** 9時50分～15時30分頃
会場： NPO法人たすけあい平田（出雲市西代町1032-4）
募集人数： 20名まで（人数が集まらない場合は開催中止の場合あり）
受講料： 国土交通大臣認定
- | | |
|-----------------|---------|
| 交通空白地有償運送の運転者講習 | 11,000円 |
| テキスト代 | 1,000円 |
- 受講資格： 交通空白地有償運送に関わる方
※感染症予防のため、当日の朝37℃以上の発熱がある場合は受講中止となりますのでご承知下さい。
- 主催： しまね移送サービス支援センター

お問い合わせ： しまね移送サービス支援センター
NPO法人たすけあい平田

住所：出雲市西代町1032-4

電話：0853-62-0257 FAX：0853-62-0258